令和８年（フ）第１６号
宮崎県都城市高城町穂満坊501番地　ＣＡＴＢＯＸ高城Ａ104
破産者　藤山　颯斗
異議申述期間　令和８年９月24日まで
令和８年８月13日　宮崎地方裁判所都城支部
令和８年（フ）第８４３号
千葉市若葉区愛生町59番地２　メゾン・アリスト202号
破産者　竹井　　翔
異議申述期間　令和８年10月２日まで
令和８年８月12日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係
令和８年（フ）第７１１号
千葉県浦安市美浜２丁目８番1005号
破産者　田中かおり
異議申述期間　令和８年10月５日まで
令和８年８月12日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係
令和８年（フ）第１１８９号
愛知県小牧市城山１丁目６番地６　コンフォール城山６号棟502号、従前の住所岐阜市琴塚３丁目12番20号
破産者　乙部　　覚
異議申述期間　令和８年10月７日まで
令和８年８月12日
名古屋地方裁判所民事第２部
令和５年（フ）第１２５号
大阪府大東市南新田１丁目南新田団地８号棟301号室、住民票上の住所大阪府富田林市小金台１丁目10番29号（202）
破産者　松崎　洋子
異議申述期間　令和８年10月７日まで
令和８年８月12日
大阪地方裁判所第６民事部
令和８年（フ）第１６２５号
大阪府枚方市松丘町９番18号
破産者　竹内　美加
異議申述期間　令和８年10月７日まで
令和８年８月12日
大阪地方裁判所第６民事部

特別清算開始

令和８年（ヒ）第２０４４号
東京都港区六本木３丁目２番１号
清算株式会社　株式会社インフラトップ
代表清算人　大畠　悠介
１　決定年月日　令和８年８月４日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第２０部
令和８年（ヒ）第３号
北海道北斗市東浜１丁目10番45号
清算株式会社　宗山木材株式会社
代表清算人　増田　佑司
１　決定年月日　令和８年８月５日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
函館地方裁判所民事部

特別清算協定認可

令和８年（ヒ）第２００８号
東京都千代田区麹町４丁目３番29号　ＶＯＲＴ紀尾井坂６階
清算株式会社　ＵＫ管財株式会社
代表清算人　佐藤　英人
１　決定年月日　令和８年８月４日
２　主文　次の協定を認可する。
協　定
１　協定債権の権利変更
協定債権（以下当該債権に係る債権者を「協定債権者」という）については、以下のとおり権利変更を受ける。
（１）　債権債務の確認
ＵＫ管財株式会社（以下「会社」という）が各協定債権者に対し負担している令和７年１１月２８日時点の債権元本、利息及び遅延損害金の合計額は、別紙協定案別表の「債権額」欄記載の額であることを確認する。
（２）　協定債権者に対する弁済
会社は、協定債権者上野寅治及び磯部加代子を除く各協定債権者（以下「本協定債権者」という）に対し、本協定の認可決定確定日から２か月以内に、別紙協定案別表の「弁済額」欄記載の金員を支払う。
（３）　本協定債権者による債務免除
本協定債権者は、会社から前項の金員の弁済を受けたときは、当該弁済がなされた日に、会社に対するその余の債務を免除する。
（４）　その他の協定債権者による債務免除
協定債権者上野寅治及び磯部加代子は、本協定の認可決定が確定したときは、会社が協定債権者上野寅治及び磯部加代子に対して負担する一切の債務を免除する。
（５）　新たな財産が発見された場合の追加弁済
会社は、前記（２）の規定に基づく弁済後、会社に新たな財産が発見されたときは、速やかにこれを換価し、本協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を別紙協定案別表の「配当基準額」欄記載の金額割合に応じて支払う。この場合においては、前記（３）の規定により会社が受けた残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
２　弁済の方法
（１）　支払の方法
協定債権の弁済は、会社の本店所在地において行う。ただし、本協定債権者が金融機関の口座を指定して振込を希望した場合には、当該口座に振込む方法により支払うものとし、振込に要する費用は会社の負担とする。
（２）　弁済額計算における端数の処理
協定債権の弁済額を計算するにあたって生じる１円未満の端数は切り捨てる。
（３）　本協定債権者の弁済受領不能等
会社は、本協定債権者の住所変更等のやむを得ない事情により弁済することができなかった場合、速やかに供託を行なうものとし、弁済に遅延した期間にかかる遅延損害金等は生じないものとする。
以　上
（別紙省略）
東京地方裁判所民事第２０部
令和８年（ヒ）第２０１８号
東京都渋谷区道玄坂１丁目15番３号　プリメーラ道玄坂418号室
清算株式会社　株式会社ＰＲＥＷＡＮ
代表清算人　廣田　昌平
１　決定年月日　令和８年８月６日
２　主文　次の協定を認可する。
協　定
第１　通則
１　本協定の対象となる債権
本協定の対象となる債権は、令和８年５月11日（開始決定日の前日）までの原因に基づいて発生した協定債権（以下「特別清算債権」という。）とする。
２　弁済の場所及び端数の処理
（１）本協定に基づく弁済は、特別清算債権を有する債権者（以下「特別清算債権者」という。）の指定する金融機関口座に振り込む方法により実施する。ただし、振込手数料は、清算株式会社の負担とする。
（２）按分弁済の結果生じる１円未満の端数は切り捨てる。
第２　弁済及び免除
１　開始決定日以降の利息・遅延損害金の免除
特別清算債権のうち、令和８年５月12日（開始決定日）以降の利息・遅延損害金（以下「開始後利息等」という。）については、本協定の認可の決定が確定した日（以下「認可決定確定日」という。）に、全額免除を受ける。
２　弁済及び免除の一般原則
（１）弁済
清算株式会社は、各特別清算債権者に対し、認可決定確定日から２週間以内で清算株式会社が別途定める日に、換価代金から必要な費用等並びに共益的債権及び優先債権を控除した残額を、各特別清算債権（開始後利息等を除く。以下同じ）の額に応じて按分して弁済する。
（２）免除
各特別清算債権者は、上記（１）の規定による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各特別清算債権の額から各弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
第３　残余財産の処理
上記第２の２（１）の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各特別清算債権者に対し、換価代金から必要な費用並びに共益的債権及び優先債権を控除した残額を、上記第２の２（１）の弁済時点の各特別清算債権の額の割合に応じて弁済する。この場合においては、各特別清算債権者が上記第２の２（２）の規定により行った免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失う。
（別紙省略）
東京地方裁判所民事第２０部

監督命令

令和８年（再）第２号
千葉市緑区高田町１０７６番地５１
再生債務者　白井　啓介
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　千葉市中央区中央４丁目１２番１号　ＫＡ中央ビル５階
梨本・山本総合法律事務所　弁護士　山本　好生
令和8年8月5日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係